

キャリアパス規程

社会福祉法人 伊達コスモス 21

(目的)

第1条 この規程は、職員個々の役割、求められる能力、そのために必要となる取り組み等を明確にし、将来の自分の仕事の道筋が見える働き甲斐のある職場づくりにより、職員の資質向上を図り、より質の高いサービスを提供できるよう、職員の職位・職責または職務内容等に応じた任用等の要件を定めるとともに、当該職位・職責または職務内容等に応じた賃金体系について定めることを目的とする。

(職位・職責または職務内容等に応じた任用等の要件)

第2条 職員の職位・職責または職務内容等に応じた任用等の要件は別表に定めるとおりとする。

(職位・職責または職務内容等に応じた賃金体系)

第3条 職員の職位・職責または職務内容等に応じた賃金体系は別表に定めるとおりとする。

(委員会の設置)

第4条 職員の資質向上に必要な業務教育等、この規程に定める事項の具体的な取り組みを進めるために、キャリアパス委員会を設置する。委員会は、各事業管理者及び各部署の課長以上で構成する。

(その他の事項)

第5条 この規程に定めのあるもののほか、必要な事項は、その都度理事長が定めることとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

社会福祉法人伊達コスモス 21 任用規程

(目的)

第1条 伊達コスモス21は、職員が法人の本質を捉え、仕事に志を持ち、期待される成果を目指し業務に取り組むよう職位・職責又は職務内容に応じた任用制度を設ける。この規程は任用に伴う給与について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の区分)

第2条 全体の階層・等級区分は別紙の通りとし、管理階層、実務階層に区別し業務教育及び考課の視点を設ける。

(考課の視点)

第3条 考課は人材育成の視点を重視し特に管理階層は役割・権限・責任の要素を直接的に結びつける。

(管理階層の考課)

第4条 管理階層職は別紙2の考課シートを使用し、業務を明確化した上で①指命把握・職務遂行 ②情報収集・整理・分析・提供 ③コミュニケーション ④専門的技能向上 ⑤ヒューマンネットワーク・教育 ⑥課題発見と問題解決・新規アイディアの提案という観点から別紙3の基準により考課する。

(実務階層の考課)

第5条 実務階層職は別紙4の考課シートを使用し、態度・意欲（規律性・積極性・責任性・協調性・自己目標）並びに援助技術（援助技術・綿密性・即時性）を別紙5の基準により考課する。

(考課対象期間)

第6条 考課対象期間は1月1日より12月31日までの通年とする。

(考課者)

第7条 考課における総合評価は、課長の意見を聞きながら各事業所の事業管理者が実施し、事業管理者の考課は統括の意見を聞きながら理事長が実施し、理事長の決裁を得る。

(被考課者)

第8条 被考課者は週労働時間35時間以上の職員とする。

(フィードバック)

第9条 考課結果が、被考課者の意欲を喚起し、次なる目標が明確になるよう考課結果を本人にフィードバックする。

(資格取得等の助成・配慮等)

第10条 職務及び業務に寄与すると評価できうる国家資格等の資格取得に係る受講料・旅費等の一部を補助するとともに勤務免除等勤務を配慮することができる。

2 前項の対象となる資格の範囲、補助の範囲、勤務配慮の内容については、キャリアパス委員会にて決定し理事長に報告することとする。

(給与への反映)

第 11 条 職務及び業務に寄与すると評価できる資格等を取得した職員は、その年度の考課シート得点に別表のとおり加点し給与の昇級に配慮する。

第 12 条 この規程に定めるものの他、必要な事項については理事長がこれを定める。

附則 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日と施行する。

平成 27 年 4 月 1 日 第 10 条、第 11 条追加

平成 29 年 4 月 1 日 任用規程別表の追加

《任用規程別表》

| 資格の範囲 | 補助内容 | 勤務の配慮 | 考課加点 | 委員会認証 |
|---------------------------|--------------------|----------------------------|------|-----------------------|
| 社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士 | 試験会場への 旅費全額 | 試験日勤務免除 | 4 | 平成 27 年 4 月 |
| 介護職員初任者 ・実務者研修 | 無し | 無し | 2 | 平成 27 年 4 月 |
| サービス管理責任者 | スクーリング会場 への旅費全額 | スクーリング日数 の勤務免除 | 2 | 平成 27 年 4 月 (従前より) |
| 知的障害援助専門員・知的障害福祉士 | スクーリング会場 への旅費全額 | スクーリング日数 及び移動日の勤務 免除 | 2 | 平成 27 年 4 月 |
| 大型・中型普通 自動車免許 | 教習料金の半額助 成 | 教習受講日及び試 験日の勤務免除 | 無し | 平成 27 年 4 月 (従前より) |
| 介護職員等による痰の吸引等の実施の為の研修 | 研修会場への旅費 全額 | 出張扱い | 2 | 平成 29 年 4 月 |
| 介護支援専門員 | 無し | 無し | 1 | 平成 29 年 4 月 |
| 強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践) | 研修会場への旅費 全額 | 出張扱い | 2 | 平成 29 年 4 月 |